

## 平成27年9月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 3分  
閉会 午後 2時44分

場所 第1委員会室

出席委員 中野英幸委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、永瀬秀樹委員、土屋恵一委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、  
水村篤弘委員、山川百合子委員、井上航委員、藤林富美雄委員、西山淳次委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、  
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、北島通次企画総務課長、  
吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、堀光敦史財政課長、  
山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、  
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

伊藤宏治監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、  
小林貞雄監査第二課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第93号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第106号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	原案可決

#### 2 請願

なし

### 所管事務調査

- 1 マイナンバー制度について
- 2 まち・ひと・しごと創生について

### 報告事項

交通政策審議会次期答申に向けた対応について

**【付託議案に対する質疑】**

**永瀬委員**

- 1 第93号議案で計上している災害復旧事業債について、交付税措置はどのようなものか。
- 2 今回計上している県債はどのような借入を想定しているのか。利率はどうか。
- 3 景気回復に伴う企業収益の改善などにより県税収入は伸びていると思うが、県債に頼らずに予算を組むことはできないのか。

**財政課長**

- 1 土木施設災害復旧事業債については、後年度に元利償還金の95%が交付税措置される。
- 2 土木債については民間資金からの借入れを予定している。5年や10年など様々な借入形態があり、現時点では決まっていないが、最も多く借り入れている10年満期一括償還の場合、借入時期にもよるが0.4%から0.6%くらいの利率で借入れを行っている。また、災害復旧事業債については政府資金を借りることになるかと思うが、0.2%から0.3%くらいを想定している。
- 3 公共事業や災害復旧事業についてはハード事業であるため、その効用が後年度に及ぶことから、費用負担の平準化を図るため県債を活用しようと考えている。交付税措置があるような有利な県債を活用することで負担を減らしてまいりたい。

**永瀬委員**

補正予算を組む際の、税収の活用と県債発行とのバランスをどう考えているのか。

**財政課長**

県債については、臨時財政対策債などとそれ以外の県でコントロールできる県債と分けて管理をしている。県で発行をコントロールできる県債については、平成25年度末と比較して多くならないようにというたがをはめている。今回発行する県債は県でコントロールできるものであるため、過度に依存しないようにしている。

**永瀬委員**

第106号議案では災害復旧費国庫補助金として1億5,052円4千円を計上しているが、当初予算に計上している18億円の余りはどういうものに充てているのか。

**財政課長**

ほとんどが平成26年2月の大雪で破損した彩の国くまがやドームの復旧工事に係るものである。

**永瀬委員**

今回の災害でなぜ1億5千万円の補正が必要なのか。

## 財政課長

今回の補正は、あくまで台風第18号等により被災した施設に係るものである。災害復旧に係る補助金は個別の災害ごとに国の査定を受け、一つ一つ審査をしていくものである。また、彩の国くまがやドームに係る18億円もほとんど満額執行されており、全体として予算が不足するので、今回お願いするものである。

## 永瀬委員

災害査定などの今後のスケジュールはどうなっているのか。

## 財政課長

所管省庁によって災害査定などのスケジュールは異なる。災害査定の時期についてはそれぞれ10月、11月、12月と省庁によって異なるが、全て3月末までに事業が終わると聞いている。なお、台風18号に係る農林関係の事業については、一部が激甚災害に指定された。箇所によって補助率が異なっているものの、予算上は一部激甚災害指定されると見込んで進めている。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【所管事務に関する質問（マイナンバー制度について）】

#### 松澤委員

- 1 マイナンバーをかたる詐欺で既に被害を受けた事例があるようだが、県の対策はどうなっているのか。また今後どのように市町村と連携していくのか。
- 2 今後通知カードが発送されるようだが、紛失対策はどうなっているのか。
- 3 マイナンバー制度のメリットはどのような点にあるのか。
- 4 個人番号カードの有効期限は10年間とのことだが、容姿の変化が激しい子供が10年間同じカードを持つことに、問題はないか。

#### 情報システム課長

- 1 マイナンバー制度をかたる詐欺については、消費生活支援センターに確認したところ、現時点では県内で数件となっているが、今後こうした電話等が増えることは十分考えられる。県としては、ホームページで手口の具体的な例を掲載して注意喚起を行っている。また、住民や企業へのマイナンバー制度の説明として、県政出前講座の要望が増えてきているが、こうした講座においても、制度周知と併せて注意喚起を行っている。
- 2 通知カードは、10月5日時点の住民票の住所地に、世帯ごとに届く。封筒には、通知カードと合わせて、個人番号カードの交付申請書が同封されている。個人番号カードは、免許証サイズのプラスチック製のカードで、紙製の通知カードに比べると、紛失等を防ぐ手段の一つとして取得することが考えられる。
- 3 住民側のメリットとしては、これまで行政手続きでは、所得証明書等を役所に取りに行き、書類を添付して申請を行っているが、こうした添付書類を省略できるようになる。一方で、行政側では、システムを使用して所得情報等を行政機関の間でやり取りするため、確認に要する作業を効率化することができるようになる。
- 4 個人番号カードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までの約10年間となっているが、未成年者の場合は、容姿の変化を踏まえ、5回目の誕生日までの約5年間と

なっている。

### 松澤委員

なりすましによる個人番号カードの不正取得への対策は考えているのか。

### 情報システム課長

個人番号カードは市町村の窓口で顔写真入りの身分証明書の提示を求めるなど、厳格な本人確認を行った上で交付することになっている。病気や身体の障害などやむを得ない理由で、本人が受け取りに出向けない場合のみ代理人による受け取りが認められているが、本人の身分証明書、代理人の身分証明書及び委任状等の代理権が確認できるものが必要となっており、他人になりすましてカードを取得することは難しいと考えている。

### 山川委員

- 1 マイナンバー制度のメリットとして行政の効率化を挙げていたが、埼玉県としてどの程度の効率化がされるのか、試算は行っているか。
- 2 情報の管理面について、日本年金機構における情報流出事件があったが、情報が流出した場合の責任の所在はどうなっているのか。
- 3 以前、マイナポータルでは自分の情報がどのように利用されたかが分かるようになるという説明があったが、マイナポータルが利用できるのは再来年からで、マイナンバーの利用が開始されるのは平成28年1月と聞いている。マイナポータルが開設されるまでの取扱いはどうなるのか。また、マイナポータルではどの職員が何の目的で利用したかということも分かるのか。

### 情報システム課長

- 1 金額への算出は非常に難しい面があり、あくまでも一定の前提条件に立ったものではあるが、試算は行っている。県民の利便性向上に係る効果は、添付書類の取得等のために窓口に出向く手間の効率化等として年間で約5億2,000万円の削減効果があると試算している。また、行政側では、発送費や人件費の削減により約5,100万円の削減を試算しており、合計で5億7,100万円ほどの削減効果があると試算している。この効果は今後も継続する。システム構築に要する費用については、初期費用は約6億1,000万円である。あくまで試算であるが、メリットは出ると考えている。
- 2 情報連携が始まると、国、県、市町村で、それぞれ保有する情報を必要な場合にやり取りすることとなるが、仮に情報流出があった場合、それぞれの情報を保有する主体で情報を管理していた所属の責任者に責任の所在があると考えられる。
- 3 マイナポータルは、平成29年1月から利用開始となるが、これは、情報連携の開始が平成29年1月からとなっているため、この間は、行政機関同士での情報のやり取りは発生しない。また、マイナポータルではいつ、どの機関が、何の目的で情報をやり取りしたのかが分かるが、どの職員が利用したのかまでは分からない。しかし、行政機関の内部ではアクセス制限を行い、システムの操作記録を取っているため操作者は分かる。

### 山川委員

- 1 情報が流失した際、責任の所在が、うやむやになってしまうことを危惧している。民間企業の社員にも刑罰が科せられるが、行政も同様であるのか。

- 2 アクセス制限等を行うとのことだが、ある役所では職員が芸能人の情報を見たといった事件も起きている。必要もなく個人情報が見られてしまう心配はないのか。

#### 情報システム課長

- 1 民間企業だけでなく、行政の職員に対してもマイナンバー法の罰則は適用される。
- 2 アクセス制限はもちろんのこと、情報を漏らさないための複数の対策を取ることとしている。例えば、広い権限を持つ職員はパスワードのほか生体認証などで二重の認証をする。また、重要なサーバー室は入退室制限し、入退室の履歴を残すなどの対策をする。記録が残ることで、不正利用をした人間を特定することができる。これを周知することで抑止力にもなる。このように内部外部を問わず何重にも対策を取る。

#### 井上委員

- 1 システム整備の費用のほかにも、制度周知など番号制度に係る人件費も含めて財源は措置されているのか。一般財源の持ち出しはあるのか。
- 2 中間サーバーについてのセキュリティ対策としてサンドボックスと言われる装置を国から推奨されていると聞いている。県では現在、サンドボックスを導入しているのか。

#### 情報システム課長

- 1 システム整備には国庫補助が措置されているが、一般財源の持ち出しもある。市町村も同様の問題を抱えており、財源の確保について全国知事会等を通じて、要望を行っており、大幅な補助金の増額をいただいた。今後も引き続き要望を行っていきたい。また、人件費についての補助はないため、県の財源の持ち出しとなる。
- 2 サンドボックスは現時点では導入していない。システムの構築を進めていく中で、サンドボックスの導入についても検討していききたい。

#### 井上委員

- 1 イメージで構わないが、必要な経費全体の中で、県の財源の持ち出しはどのくらいの割合になるのか。
- 2 システム整備に係る財源確保について、もっと強力に国に要請してくべきではないか。
- 3 サンドボックスについては、検討ではなく、必ず導入するというレベルに踏み込んで考えられないか。

#### 情報システム課長

- 1 人件費等を算出するのは難しいが、基幹システムの構築については国庫補助が10分の10となっている。それ以外のシステムの改修に対する国庫補助は主に3分の2となっている。
- 2 今後、セキュリティ強化対策なども進めていくと更に費用がかかる。これも含めて強く財政支援について要請していききたい。
- 3 費用も必要なことであるので、この場でのお約束はできないが、サンドボックスの導入が全体のセキュリティ向上に寄与するのであれば、セキュリティ対策を進める中で、積極的に考えていききたい。

---

**【所管事務に関する質問（まち・ひと・しごと創生について）】**

**土屋委員**

まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会が新たに設置された。担当する部局はどこか確認したい。

**計画調整課長**

企画財政部計画調整課が取りまとめを行っている。

**土屋委員**

まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案があれば、参考資料として資料要求したい。

**委員長**

ただ今、土屋委員からまち・ひと・しごと創生総合戦略について、資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はあるか。

**藤林委員**

資料要求された場合、あくまで資料要求にとどめるのか、それを基に何か質問するおつもりなのか確認したい。

**土屋委員**

資料を見て判断したい。特別委員会が設置されているので、特別委員会の範囲を超えない程度に質問したい。

**委員長**

それでよろしいか。

< 異議なし >

**委員長**

異議なしと認め、そのように決定した。  
執行部におかれては速やかな提出をお願いしたい。

**野本委員**

資料要求であるならば、後ほど配布しておけば済む話ではないか。そのための特別委員会が設置されており、当委員会で取り上げることは問題ではないか。

**委員長**

それでは資料については、執行部から提出があり次第、控室に配布しておく。